

令和2年度第2回富里市国民健康保険運営協議会会議録（要旨）

招集年月日	令和2年8月6日（木）		
招集の場所	すこやかセンター2階会議室1		
開会・閉会の時間	開会 令和2年8月6日 14時00分 閉会 令和2年8月6日 14時30分		
◎会長 ○会長職務代理	氏名	出欠等の別	届出の有無
	◎中川 光男	○	
	○小沼 綾子	○	
	加藤 雅子	○	
	田中 章三	○	
	葛西 直子	○	
	北林 公明	○	
	我妻 道生	○	
	内田 啓二	○	
	麻野 邦子	○	
	岡田 卓也	○	
会議録署名委員	中川 光男		
説明のため出席した者の職氏名	国保年金課長	五十嵐 信幸	
	国保年金課副主幹	大塚 謙二	
	国保年金課副主幹	黒川 昭好	
職務のため出席した者の職氏名	健康福祉部長	森 秀樹	
会議に附した事件	別紙のとおり		
会議の経過	別紙のとおり		

## 令和2年度第2回富里市国民健康保険運営協議会会議次第

日 時 令和2年8月6日(木)

午後2時～

場 所 すこやかセンター2階会議室1

### 1 開 会

### 2 市長あいさつ

### 3 議題

- (1) 富里市国民健康保険税条例の一部改正について

### 4 その他

- (1) 令和元年度富里市国民健康保険特別会計決算について
- (2) その他

### 5 閉 会

### 次第3 議題

議題(1) 富里市国民健康保険税条例の一部改正について

事務局 資料により説明

- ・地方税法施行令等の一部を改正する政令が、令和2年4月1日に施行されたことに伴い、富里市国民健康保険税条例の一部を改正するもの

- ・12月議会にて本件議案を提出する予定

#### (1) 課税限度額の見直し

- ・国民健康保険税の課税限度額を令和3年度から基礎課税額分を2万円引き上げ63万円に、介護納付金分を1万円引き上げ17万円に、後期高齢者支援金等分は据え置き、限度額の合計を、96万円から99万円にするもの

- ・課税限度額対象世帯数は、本年6月30日の賦課基準の状況で試算すると、基礎課税額分の対象者は10世帯減の105世帯となる

- ・改正による国民健康保険税の増加見込額は、本年6月30日の状況で、この限度額の引き上げの影響を試算すると、調定ベースでは約250万円の増額となる見込み

- ・施行期日は令和3年4月1日、令和3年度以後の国民健康保険税について適用

#### (2) 個人所得課税の見直しを踏まえた国民健康保険税の見直し

- ・一定の給与所得者等が2人以上いる世帯については、当人の担税力に変化がない場合でも、保険税軽減措置に該当しにくくなることから、その影響を遮断するため、軽減判定基準において軽減判定所得の算定時における基礎控除額相当分の基準額を43万円、現行においては33万円だが、引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えるもの

- ・施行期日は令和3年1月1日、令和3年度以後の国民健康保険税について適用

#### (3) 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の創設

- ・低未利用土地の利活用の促進及び将来的な増加の抑制を図るため、長期譲渡所得の譲渡益から100万円を控除することができるようにするもの

- ・譲渡益が100万円に満たない場合は、当該譲渡所得の金額を控除する

- ・低未利用土地とは、長期間に渡り利用されていない「未利用土地」、周辺地域の利用状況に比べて利用頻度、整備水準、管理状況が低い「低利用土地」の総称である

- ・施行期日は令和3年1月1日、令和3年度以後の国民健康保険税について適用

委員 低未利用土地等の譲渡所得について

事務局 所得税、住民税において同様の規定が新しく設けられたもので、国民健康保険税は住民税の特例の控除に準じて適用するもの

- ・都市計画担当部署で低未利用土地と認定されなければ適用されない

(賛成全員により承認)

### 次第4

その他

(1) 令和元年度富里市国民健康保険特別会計決算状況について

事務局 ・歳入の決算額 6,044,830,842 円、歳出 5,853,636,963 円で差引 191,193,879 円が令和 2 年度へ繰り越し

(国民健康保険税)

- ・現年課税分の調定額 1,302,826,400 円、収入済額 1,177,929,936 円、徴収率 90.41%
- ・平成 30 年度の徴収率 90.69%から 0.28 ポイント減
- ・滞納繰越分は 22.27%。30 年度から 2.02 ポイント増
- ・合計では 61.80%で 30 年度から 3.61 ポイント増
- ・決算額が減少している要因は調定額が減少しているため

(他、主な歳入、歳出の決算額、30 年度との比較等を資料 2 により説明)

- ・令和元年度の歳入、歳出の差引は 191,193,879 円、昨年度の 171,072,682 円から 20,121,197 円の増額となった

委員 ・一般被保険者の療養給付費で、被保険者数が減少しているが一人当たりの医療費が増加しているという説明があつたが、要因としては何か

事務局 ・単純に、総給付金額と被保険者数を割り返して一人当たりの給付額を出したところ、多くなっているということで細かい分析をしたわけではない

委員 ・令和 2 年度のことになるかもしれないが、コロナウイルスの影響はあるか

事務局 ・令和 2 年 7 月までの給付費が減少していることから影響はあると思われる

(2) その他

事務局 ・次回会議の開催は、2 月か 3 月ごろを予定  
・開催日が決まり次第、通知を出させていただく

(14 時 30 分)

．．．．．会 議 終 了．．．．．